

様式3

論文審査の結果の要旨	
氏 リ ガ ナ 名	タカマツ マコト 高松 誠
学 位 の 種 類	博士（社会福祉学）
学 位 記 番 号	甲第6号
学 位 授 与 年 月 日	平成27年3月19日
学 位 授 与 の 根 拠	岩手県立大学学位規則第3条第3項（論文博士の場合は第3条第4項）
学 位 論 文 題 目	ドクター・バーナードホームの児童養護実践と英國1891年児童監護法の成立-1880年代後半の裁判事例を中心として
論 文 審 査 委 員	主査 三上 邦彦 副査 高橋 聰、狩野 徹
審査結果の要旨	
1. 本審査の経過	
平成26年9月17日、平成26年度第5回社会福祉学研究科教授会において、高松 誠氏より博士後期課程学位本審査申請論文が必要書類とともに提出された旨、研究科長より報告がなされ、審議の結果、受理が決定された。同教授会で、本審査委員（三上邦彦、高橋聰、狩野徹）が正式に決定された。審査会（修了試験）を1月30日に実施した。本審査委員会で審議の結果、本論文は、全体として博士後期課程学位相当の論文の必要条件を充たしているとの結論に達した。	
2. 論文の評価と修了試験結果	
本論文は、19世紀後半の英國において、貧孤児救済活動を行った、ドクター・バーナードホームによる実践活動に着目し、創設者のT.J.バーナードが1880年代後半から1890年代前半にかけて、虐待の疑いがある3人の親から、返還請求に起因する裁判闘争に焦点をあて、その後、一連の裁判闘争が1891年の児童監護法に結びつくまでを研究の範囲として設定し、検証および考察した研究である。これまで我が国において、英國における児童福祉の実践史をテーマにした研究は少なく、実践活動に焦点化した本論文のテーマ設定の意義は大きい。本論文は、一連の3つの裁判が、子どもの権利・安全の保証に根ざしたものであり、バーナードホームが裁判を通じて、子どもの権利を守ろうとした具体的な内容を当時の裁判経過、あるいは社会的法的な背景を考慮に入れながらその概要を明らかにする。そして明らかにされた内容が、現代の子どもの福祉においていかなる先駆的役割を果たし意義を有するかを考察することを目的としている。	
本論文は一次史料を中心とし、加えて、当時の新聞史料あるいは二次史料も視野に入れてその具体的な実践内容を明らかにしている。19世紀後半英國における政治的・社会的な背景を視野に入れた上で、バーナードホームの実践に対立する当時の諸団体の立場も考慮に入れな	

がら、歴史的批判的な立場に配慮しつつ考察を進めた点に特徴がある。

バーナードホームを対象とした書籍は、バーナード自身が著した書籍、バーナードホームに関わった職員による書籍、バーナードホーム施設入所経験者による書籍、伝記作家・ジャーナリストによって著された書籍、研究者によって著された書籍の5分類になるが、本論文の研究対象となる裁判事例に関する先行研究を津崎（1980）及びヘイウッド（1959）に求めたが、さらに詳細にバーナードホームの詳細な経過を明らかにした研究となっている。

本論文は、3つの裁判経緯および家族背景、バーナード側の主張、カソリック側の主張を詳細に調査した史料を下に説明を加えている。さらに、これらの裁判闘争をきっかけにして法制化された1891年の児童監護法成立の経緯についても説明し、3つの裁判の概要の提示に終わらせず、子どもの権利擁護の視点を有するバーナードの実践という仮説を実証的に研究した意義が認められる。本論文では1891年の児童監護法の制定により、子どものための博愛慈善事業施設における施設における監護権が認められることを紹介する中で、バーナードホームにおける裁判の実践が導いた成果を評価し、児童養護実践の中から、新たな法律の制定の歴史的意義について指摘している。

結論として、バーナードホームが、子どもの安全や幸せといった子どもとして受けるべき当然の権利を、当時の時代的な背景を念頭に置きながら施設運営を実践していた点、バーナードホームの実践は、時代を超えて、現代の社会的養護を担う施設においても、再考すべき、注目すべき実践である点を指摘している。本論文では、バーナードホーム院児の監護権をめぐる3つの裁判事例を通して、子どもが当然受けるべき権利を受けられない状態にあるときに、権利が守られていない状態に異を唱え、子どもの受けるべき権利を擁護しようとする実践者の姿を再考させ、子ども家庭福祉の理念の根底に流れる、「子どもの権利擁護」という視点を実践史の中から明らかにしている。

全体として論旨の整合性と主張の一貫性が読み取れる論文となっている。関連テーマを含め先行研究のサーベイは、原典にあたり、論旨の正確な把握につとめており、引用文献・資料の扱いや統計処理も適切であった。研究の倫理的配慮も本学の研究倫理指針及び個人情報の保護に関する法律を遵守して行われていた。

審査会(修了試験)では、簡潔に論文要旨を報告していた。審査会出席者よりいくつかの課題点が指摘されたものの、全体として適切に応答していた。なお、本論文の提出要件である「主題にふさわしい学術誌掲載論文（うち1編以上は査読付き論文）」は2編提出されており、要件を充たしている。

3. 結論

以上の審査結果から、本審査委員会は、岩手県立大学学位規定第8条に基づき、高松 誠氏の申請論文は博士学位（社会福祉学）論文としてふさわしいものであると判断した。